

川崎市子ども発達・相談センター

「きつずサポート みやまえ/きつずサポート たま」を開設します



きつずサポート みやまえ（外観）



きつずサポート たま（外観）

近年、社会的な認識の高まり等により、子どもの発達課題に関する相談が増加しているため、本市では新たな相談支援機関として子ども発達・相談センター（愛称「きつずサポート」）を令和3年度から順次設置しております。

今年度は新たに宮前区・多摩区に開設します。

1 開設日

令和4年10月1日 ※ただし、10月1日は土曜日のため、10月3日の月曜日から開所します。

2 対象者

宮前区・多摩区在住の、発達に心配がある18歳未満の子どもとその保護者

3 支援内容

子どもに関する様々な相談に対し、相談員がお話を伺い、保護者の方と一緒に子どもに必要な対応方法や福祉サービスを考えます。

また、通園・通学している保育所・幼稚園・学校等へ、対応方法について助言や提案を行うとともに、センター内で実施する通所事業や親子サロン(児童発達支援事業所等)などによる支援も、必要に応じて行います。

4 利用方法

お住まいの区の子ども発達・相談センターへ、電話またはFAXで相談日の予約が必要です。

センター内の児童発達支援事業所等の利用対象者は、子ども発達・相談センターへ相談された方です。

※相談の受付開始日は、10月3日(月)となります。開設日前の本事業に係るお問い合わせは、川崎市総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室(044-750-0686)に御連絡ください。

5 場所(住所・電話番号)

■宮前区 きつずサポート みやまえ：宮前区馬絹6-6-9 フューモビル1階

(TEL：044-863-7505 FAX：044-863-7506)

■多摩区 きつずサポート たま：多摩区西生田2-1-20

(TEL：044-299-6818 FAX：044-299-6819)

6 開所日時

月～金曜日 午前8時半～午後5時 (祝日・年末年始を除く)

7 その他

中原区、高津区、麻生区在住で、18歳未満の子どもの発達に関する相談を希望される方は、お住まいの区を担当する地域療育センターで相談を受け付けます。

川崎区、幸区在住で相談を希望される方は、お住まいの区を担当する子ども発達・相談センターで相談を受け付けます。

問合せ先
川崎市健康福祉局
障害保健福祉部障害計画課 谷
電話 044-200-2663
総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室 山田
電話 044-750-0686